

簡単ではない「年収の壁」問題

◆一気に盛り上がった「年収の壁」の議論

2024年10月の衆院選以降、「年収の壁」の議論が急速に盛り上がっている。年収が一定額を超えると、税金や社会保険料の負担が発生して手取りが減るため、パート労働者などがそれ以上働かないようにする「働き控え」の要因になっているというものだ。税金に関しては、国民民主党が引き上げを主張した「103万円の壁」のほか、100万円、150万円、201万円、社会保険に関しては106万円、130万円などの「壁」が存在する。「壁」の有無や影響の大きさは、個々人の事情によって異なる。連日のように報道されているが、制度が複雑なこともあり、まだまだ理解されていないことも多い。

税金や社会保険をめぐるさまざまな「年収の壁」

(ARC作成)

「壁」の金額	対象	「壁」を超えた場合の影響	「年収」の範囲	改定の方向
100万円	住民税	収入が100万円（自治体により基準が異なる）を超えると、控除額 98万円 （基礎控除43万円＋給与所得控除55万円）を超えた分について 住民税 がかかる	103万円と同じ	<国民民主> 基礎控除＋75万円 <政府・与党> 給与所得控除＋10万円
103万円	所得税	収入が103万円（基礎控除48万円＋給与所得控除55万円）を超えると、 103万を超えた分について所得税 がかかる	給与収入 （賞与や残業手当を含む） （交通費は月15万円まで非課税）	<国民民主> 基礎控除＋75万円 （103万→178万円） <政府・与党> 基礎/給与所得控除 各＋10万円 （103万→123万円）
103万円	所得税 （配偶者控除・特定扶養控除など）	配偶者の収入が103万円を超えると配偶者控除がなくなる（ 201万6,000円までは配偶者特別控除がある ） 19～22歳の子の年収が103万円を超えると、親の 特定扶養控除（65万円）の対象外 になる（親の税金増） 家族手当などの支給基準を年収103万円以下の家族としている企業がある	同上	2018年に改定済 特定扶養控除対象103万円以下→150万円以下に -
106万円	社会保険料	月収88,000円（年収106万円）以上、週20時間以上勤務、2か月以上雇用見込、学生でない、などの条件に該当すると、51人以上の企業では、 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料 がかかる（企業も折半負担）	基本給・諸手当 （賞与・残業手当・交通費は含まず）	月額88,000円（年収106万円）以上の要件は撤廃の方向
130万円	社会保険料	（106万円の壁以外で）年収が130万円を超えると、 社会保険（国民健康保険・国民年金）の保険料 がかかる（配偶者の社会保険扶養から外れる）	年間収入（賞与・残業代・交通費や給与収入以外を含む）	-
150万円 201万円	所得税 （配偶者控除）	配偶者の年収が150万円を超えると、 配偶者特別控除枠が漸減し 、年収201万6,000円で 控除はなくなる	103万円と同じ	-

本人の年収による税金への影響

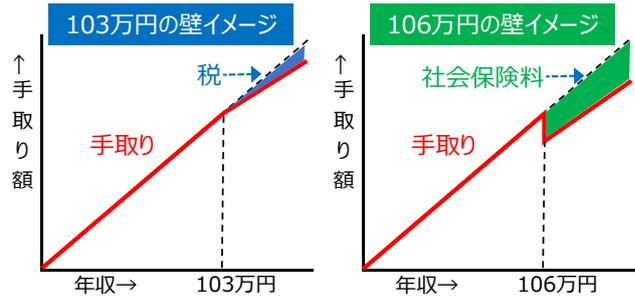
配偶者や子の年収による税金への影響

本人の年収による社会保険への影響

◆103万円を超えても手取りは急減しない、子のバイト103万円が壁

「103万円の壁」は、パートなどの給与収入が103万円（所得税の基礎控除48万円＋給与所得控除55万円）を超えると所得税が発生するというものだ（年収100万円を超えると住民税がかかる「100万円の壁」を含めて語られることが多い）。

103万円を超える部分に税金がかかるだけなので、収入が増えれば手取りは増え続ける。この点からは、後述の106万円や130万円の壁と異なり、就業を妨げる大きな「壁」とまではいえない。



本人でなく、家族（配偶者や子）の年収が103万円を超えた場合も税金に影響し得る。まず、配偶者の給与収入が103万円を超えると配偶者控除の対象外となるが、18年に制度改正され、201万6,000円までは「配偶者特別控除」対象となる（150万円以上は徐々に控除枠縮小）。つまり、妻の収入が103万円を超えても夫の手取りが急に減ることはない。106万円の壁との混同や、控除がなくなるとの誤解もあってか、必要以上に103万円が意識されている可能性がある。

実際に影響が大きいのは、子（学生）のバイト収入だ。19歳以上23歳未満の扶養親族の年収が103万円以下なら、親の所得から「特定扶養控除」63万円（住民税は45万円）を差し引いて課税される。103万円を超えると特定扶養控除から外れ、親の税金が一気に増える（所得税率20%なら住民税と合わせて約17万円）。

なお、企業において家族手当の支給基準を税制に合わせて「年収103万円以下の配偶者」などと定めている場合がある。これも世帯の手取り額が急減する「壁」になり得る。ただし、近年こうした企業は減少している。[職種別民間給与実態調査](#)によれば、501人以上の企業で配偶者の収入に応じて手当を支給しているのは44%、103万円を上限としているのは19%となっている。

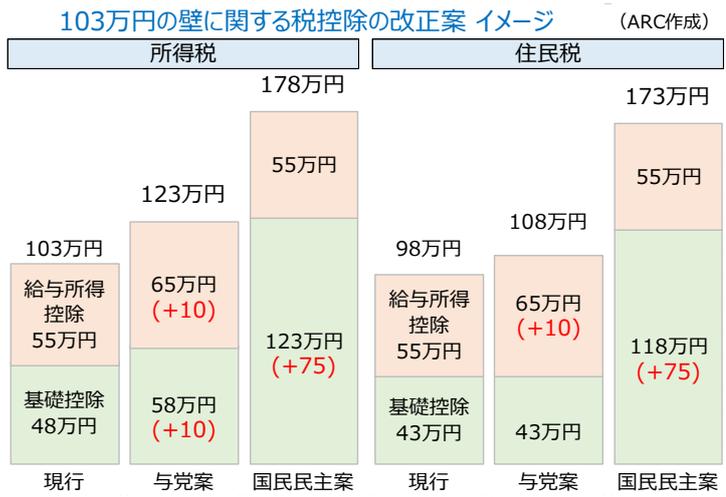
◆103万円の壁引き上げの目的：働き控え回避か、インフレ調整か、経済対策か

103万円の壁を引き上げることは、①働き控え回避・労働力不足対策、②30年にわたり金額が据え置かれている控除額へのインフレ（物価・賃金上昇）反映、③恒久的な減税による経済支援・消費喚起、の3つの意味が考えられる。

①については、上述の通り103万円を超えても本人にとっては大きな手取り減はなく、引き上げる意味は小さい。

子のバイトの103万円の壁については、政府の税制改正大綱では、特定扶養控除の対象となる子の年収上限を103万円から150万円に引き上げ、さらに188万円まで段階的に控除額を縮小する案としており、実質的に壁はなくなる方向だ。

②について、国民民主党は、控除額が103万円になった1995年からの最低賃金の伸び（1.73倍）を根拠に、原則すべての人に適用される基礎控除の引き上げにより103万円を178万円にすることを求めている。



一方、95年以降の物価上昇率（総合指数で約10%、食品・光熱費など基礎的支出項目に限れば約20%）を根拠とすべきとする意見が、エコノミストなど専門家にもよく見られる。政府大綱はこの考え方に近く、所得税の基礎控除と給与所得控除を各10万円引き上げて123万円とする案だ（住民税は地方財政に配慮し、給与所得控除のみ10万円上げ）。

③については、ある程度の経済効果は期待できる。減税による追加所得が消費に回る割合は一般に20~40%程度といわれるが、控除の引き上げは恒久的減税となるため、一時的な所得増加よりも将来の安心感が増し、消費に回りやすい。働き控えが減れば、労働時間増加による手取り増の効果もある。ただし、高所得者ほど税率が高く減税額が大きいので、低所得者への支援効果は限られる。国民民主党案の場合、8兆円近い減税額の4分の1を上位1割の高所得者分が占めるという試算もある。また、高所得者ほど今の消費に満足しており、手取りが増えても新たな消費をしない傾向がある。なお、学生の特典扶養控除対象基準の引き上げは、より消費拡大に結び付きやすい。大和総研の試算では、約61万人の学生が103万円の壁を意識して就労調整しており、仮に年収が25万円増えたとすると、総労働時間は年1.1億時間、個人消費は1,060億円増えるという。

今の103万円の議論では、3つの目的の何を重視するかが必ずしも明確でない。他の「年収の壁」との整理、税収減を補う財源や歳出削減策、税制全体での優先順位などの議論も不十分なまま、金額の上げ幅の攻防が目立っている印象だ。

◆ 社会保険料が発生する106万円の壁は撤廃し、厚生年金の適用拡大へ

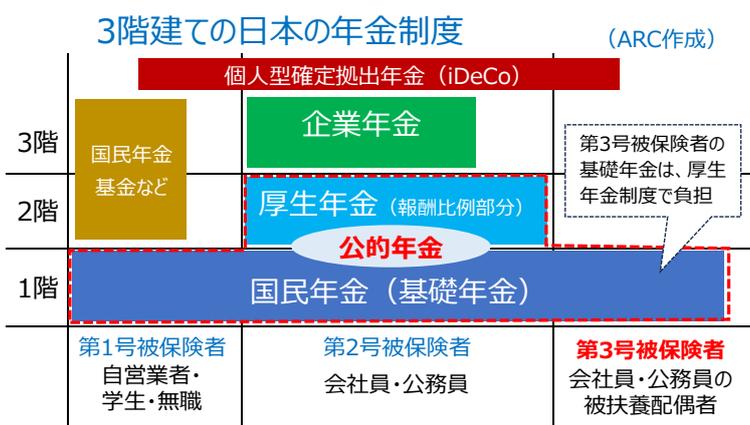
一方、「106万円の壁」「130万円の壁」は、社会保険に関するものだ。従業員51人以上の企業に勤めるパート従業員などは、月収8万8,000円以上、週

20時間以上勤務などの条件に該当すると、社会保険（健康保険と厚生年金保険）に加入して保険料を支払うことになり、手取りが減少する。これが月収8万8,000円（≒年収106万円）の壁だ。保険料は労使折半なので、本人だけでなく事業主の負担も発生する。年収が106万円を少し超えたくらいなら、年間の保険料は労使各15万円程度になる。働き控えは本人の意思によるものだけでなく、事業主側が保険料負担を避けて就業時間を調整する場合も多いと思われる。ちなみにこの月収8万8,000円は、基本給・諸手当が対象だ。103万円の壁は残業代を含むが、106万円には残業代が含まれない。

106万円の壁は引き上げればいいというものではない。社会保険加入で目先の負担は大きくなるが、将来貰える年金が増えるなどのメリットがあるからだ。

国の制度としても、年金給付拡大による社会保障機能の強化や年金財政の安定化につなげるため、これまで政府は、できるだけ壁を撤廃し、厚生年金の加入者を拡大する方向で進めてきた。25年度に予定される5年に一度の年金制度改正では、月収8万8,000円の要件（106万円の壁）の撤廃が提案されている。最低賃金の上昇により、週20時間勤務すれば最低賃金でもどのみち年収106万円を超える水準になりつつあり、以前から改正が検討されていたものだ。さらに企業規模要件（51人以上）などの撤廃も検討されている。これらが実現すれば新たに200万人が厚生年金の対象となり、あとは「週20時間以上」の要件が残ることになる。

こうした厚生年金の適用拡大は、主に「第3号被保険者」（会社員など「第2号被保険者」の被扶養配偶者）が対象と思われるが、実際は、要件撤廃で厚生年金に加入する200万人のうち第3号は90万人で、自営業の配偶者や単身者など「第1号被保険者」が70万人、60歳以上の非加入者が40万人いる。



第1号の人は、月16,980円の国民年金保険料を払っているが、厚生年金の対象（第2号被保険者）になると、厚生年金保険料に変わる。厚生年金は企業が折半負担するので、年収106万円を少し超えた程度なら、むしろ国民年金より保険料は減って年金が上乘せされることになる。

◆130万円が第3号被保険者にとって最も厄介な壁

「130万円の壁」とは、106万円の壁に該当しない人（50人以下事業所の従業員など）が年収130万円を超えると（残業代や賞与、不動産収入などを含む）、社会保険扶養を外れて国民健康保険や国民年金の加入義務が生じることだ。自営業者の配偶者や、厚生年金非加入の50人以下企業の単身従業員は、第1号被保険者としてもともと国民年金に加入しているので、130万円の壁は主に専業主婦など第3号被保険者にとっての問題だ。厚生年金が上積みになる106万円の壁と異なり、貰える年金は基礎年金のみで変わらず、保険料負担（地域によるが、年収130万円・40歳未満で年間約33万円）だけが新たに発生する。これは大きな痛手だ。

なお、保険料負担の問題がなければ働き控えがなくなるとも限らない。連合総研の23年の調査によれば、賃金収入のある配偶者がいる60歳未満女性の既婚雇用者の32.3%が就業調整をしているが、その理由（3つまで回答）は、社会保険料負担回避（44.4%）や所得税・住民税増の回避（40.2%）のほか、「家事や介護、子育てなどの時間を確保したいから」という回答が40.9%あった。手取りだけでなく、家事・育児などの時間制約も要因の一つとなっている。

◆「年収の壁・支援強化パッケージ」など、手取り減少の緩和策

社会保険関連の年収の壁については、本人や企業の目先の負担に対する緩和策も実施・検討されている。23年10月に政府が発表した「年収の壁・支援強化パッケージ」では、106万円の壁に対応し、社会保険加入に併せて手取り収入を減らさない取り組みを実施する事業者に、当面の間、1人あたり最大50万円の助成を行う。130万円の壁に関しては、繁忙期に一時的に労働時間が増加して収入が超えた人は、事業主の証明により引き続き被扶養者認定される仕組みとした。

また、106万円の壁を超えて厚生年金保険に加入した場合の本人の手取り急減を避けるため、一定の年収水準までは企業側の負担割合を本来の5割より高くできる（＝本人の負担割合を低くする）特例措置が検討されている。ただし、「企業負担を増やす選択をする企業は少ない」「特例の上限額が新たな壁になる」など、効果について懐疑的な見方もある。

立憲民主党は、130万円の壁を超えた場合の手取り減を補うため、年収200万円まで支援給付金（年収増加に伴って給付額は漸減）を支給する案を出している。

◆強まる第3号被保険者廃止論

年収の壁による就労調整の背景にあるのが、1985年に導入された「第3号被保険者」制度による専業主婦（夫）の社会保険扶養の仕組みだ。本人の保険料負担はなく、第2号被保険者全体の厚生年金財政から国民年金を受け取れる。当初は1,000万人以上いたが、23年度末時点では686万人、98%が女性だ。

そもそも制度創設時とは世帯や就業のあり方が大きく変化していることから、第3号被保険者を廃止すべきという意見が強まっている。維新は廃止、立憲民主党、国民民主党は見直しを掲げる。連合や経済同友会は今回の年金改正にあたり廃止を提唱している。経団連は、縮小に向けた制度検討・再構築が望ましいとのスタンスだ。

政府でも以前から検討課題には上るものの、廃止に向けた具体的な動きにまではなっておらず、厚労省審議会の年金部会でも「国民的議論の場が必要との認識」にとどまる。

現行制度は、共働き・片働き・単身の世帯形態によらず、世帯1人当たりの年収が同じなら負担と給付のバランスが公平になるよう設計されている。第3号を廃止して国民年金保険料の負担を求める場合、さまざまな考え方・やり方があり得るため、話はそう簡単ではない。

女性の就労や家事・育児負担軽減を後押しする制度・意識改革もセットで考える必要があるだろう。また、傷病や介護、生活環境などにより、働きたくても働けない人の救済策は別に担保しなければならない。

◆先送りできない税制・社会保険全体の本質的改革

年収の壁や第3号被保険者に関する問題は、高齢化、少子化や、働き方・世帯のあり方の多様化が進む現状を踏まえ、長期的視点に立って、税制・社会保険全体で本質的な改革を行うことが望まれる。企業にとっても、労働力確保や人件費負担に関わる重要な問題だ。

ただ、論点は複雑で多岐にわたり、個人も企業も個々の利害は異なるため、改革は容易でない。拙速であってはならないが、簡単でないからこそ、先送りできない喫緊の課題として取り組む必要がある。われわれも、制度の実情と課題を正しく理解し、評価するようにしたい。

【本間克治】